



安心葬儀事件

大阪地裁令和4年9月12日判決



原告：(株)トーリン

葬儀会館の経営、葬儀及び葬儀に付帯する業務などを目的とする株式会社。大阪市平野区において、「セレモニートーリン」との名称の葬儀場を運営している(<https://www.tohrin.co.jp/>)。

被告：(株)エス・エム・エス

「安心葬儀」という名称のウェブサイト(<https://ansinsougi.jp/>)を運営しており、同サイトにおいて、葬儀希望者が選択した地域に応じて、その条件に見合った葬儀社ないし葬儀場を一覧表示して情報提供することにより、葬儀希望者と葬儀社等とのマッチング支援を行うサービスを提供している。

本件ウェブページ：「安心葬儀」のウェブサイト中のセレモニートーリンの情報を記載したウェブページ(<https://ansinsougi.jp/s-110321>)

原告の商標権

1 登録商標(標準文字) トーリン

登録番号 商標登録第6362311号

出願日 令和2年3月10日

登録日 令和3年3月11日

商品及び役務の区分並びに指定商品または指定役務

第45類 葬儀の執行、葬儀のための施設の提供、法事または法要のための施設の提供、祭壇の貸与、婚礼(結婚披露を含む)のための施設の提供、墓地又は納骨堂の提供

2 登録商標(標準文字) セレモニートーリン

登録番号 商標登録第6362312号

出願日 令和2年3月10日

登録日 令和3年3月11日

商品及び役務の区分並びに指定商品または指定役務

同上

3 登録商標(標準文字) ひらのとーりん

登録番号 商標登録第6362311号

出願日 令和2年3月10日

登録日 令和3年3月15日

商品及び役務の区分並びに指定商品または指定役務

同上

原告の請求

- 1 本件ウェブページのhtmlファイルの記述メタタグ及びタイトルタグから「セレモニーターリン」の標章を削除せよ。
- 2 金540万円及び遅延損害金の支払い。

タイトルタグとは

Webページのタイトルを表示するためのタグである。そのWebページでどんな情報が記載されているのか簡潔にまとめ、検索エンジンやユーザーに伝える役割がある。記述方法も簡単で、ページのhead内に「<title>タイトル名</title>」と記述するだけである。

本件では、<title>セレモニーターリン(大阪府)の斎場詳細 | 安心葬儀</title>

記述メタタグとは

メタタグとは、Webサイトの情報を記載するタグのことである。

メタタグを記述することで、「このWebサイトではどんなテーマを扱っているのか」「どんな情報が記載されているのか」といったことを検索エンジンやブラウザに伝えることができる。

記述したメタタグは、基本的にWebサイトに表示されることはなく、確認するためにはHTMLソースを表示する必要がある。

基本的には、ページのhead内に、<meta ○○="△△" content="◇◇">のような記述をし、それぞれのメタタグの種類に合わせて設定する必要がある。

記述メタタグ (meta description) とは、Webサイトの内容を100文字程度で説明した文章で、スニペットとも言われる。検索結果画面のタイトルの下に表示される。

本件では、<meta name="description" content="セレモニーターリン(大阪府大阪市平野区<以下略>)の口コミ、写真、施設情報、アクセス・地図など詳しい情報をご紹介します。【安心葬儀】はおお客様のご予算やご要望に合わせて、最適な葬儀社・斎場探しを無料でサポートいたします。¥安心葬儀は最安9.8万円から葬儀社をご提案可能／家族葬、一日葬。直葬や火葬式などの葬儀も対応可能です。">

争点

- 1 被告が見出し(タイトルタグ)及び説明文(記述メタタグ)において被告標章を使用しているか。
- 2 被告役務が本件商標権の指定役務と同一又は類似であるか。
- 3 被告標章の使用が商標法26条1項6号に該当するか。
- 4 損害の発生及びその額
- 5 被告標章の削除の必要性があるか。

裁判所の判断

争点3(商標法26条1項6号に該当するか)について

商標法26条1項

商標権の効力は、次に掲げる商標(他の商標の一部となっているものを含む。)には、及ばない。

(略)

六 前各号に定めるもののほか、需要者が何人かの業務にかかる商品または役務であることを認識することができる態様により使用されていない商標

平成26年に新設された規定。出所識別機能が果たされていない場合は商標権侵害を否定するという商標的使用を明文化した規定とされる。

裁判所の判断

争点3(商標法26条1項6号に該当するか)について

(1) 本件サービスサイトの性質及び本件ウェブページの位置づけ

ア 被告は、葬儀に関する困りごとの解決に向け、葬儀サービスを探している人々と葬儀社をマッチングすることを事業として葬儀社紹介サービスを提供する本件サービスサイトの運営を開始。

本件サービスサイトは、被告との提携の有無にかかわらず、全国の葬儀社の情報を掲載している。

被告と提携していない葬儀社のページには、葬儀社の電話番号やウェブサイトのリンクを記載し、被告の提供するサービスサイトを介さず直接連絡できる設計としており、本サービスサイトのユーザーが提携していない葬儀社を指定して被告に問い合わせをした場合は、当該葬儀社の電話番号を案内する方針。

提携先の葬儀社については、見積もり取得の手配や代行を行っている。

イ 本件サービスサイトにおいて、ユーザーが一定の地域を選択すると、被告が把握するその地域に所在の葬儀社や斎場が一覧表示され(その他、費用・形式別のプランの紹介、葬儀の依頼や相談、一括見積を行うサイトへの遷移ボタン、当該地域の葬儀に関するQ&Aや事例なども表示される)、その一覧の中から、個別の葬儀社等を選択すると、当該個別の葬儀社等に関する被告が把握した情報を提供するページが表示され、本件葬祭場(セレモニーライン)を選択した場合、本件ウェブページが表示される。

裁判所の判断

争点3(商標法26条1項6号に該当するか)について

(1) 本件サービスサイトの性質及び本件ウェブページの位置づけ

ウ 本件ウェブページ

固定ヘッダーに「安心葬儀 葬儀のご依頼／ご相談 一括見積なら | 安心葬儀」「安心葬儀／葬儀相談コールセンター(無料)通話無料<省略>」という記載

ページの上部に「安心葬儀TOP」「葬儀の種類」「宗教・宗派別葬儀」「葬儀の知識」という記載(リンク)や「安心葬儀TOP>大阪府の葬儀社／斎場一覧>大阪市<以下略>>セレモニーターリン」という各ウェブページの階層を示す記載

「セレモニーターリン」と太字で書かれた下部には、本件葬儀場の概観を撮影した写真が掲載され、「セレモニーターリンとは」「セレモニーターリンの特徴」「セレモニーターリンの住所・地図・アクセス」「セレモニーターリンの情報」「セレモニーターリンの口コミ・レビュー」「セレモニーターリンの葬儀式場・休憩室情報」の各欄にはそれぞれ見出しに対応した情報が記載されているほか、「当サイトは「セレモニーターリン」と提携しておりません。掲載している情報は、葬儀社様の公式サイトの情報など、一般に公開されている情報をもとに、当サイトの方で収集、編集を加えまとめたものになります(中略)。斎場に関する詳細・最新の情報につきましては公式のwebサイトや電話で直接ご確認ください」との記載がある。

裁判所の判断

争点3(商標法26条1項6号に該当するか)について

(1) 本件サービスサイトの性質及び本件ウェブページの位置づけ

ウ 本件ウェブページ

これより下部には、「セレモニーターリンの近くにある他の斎場」「大阪府で経験・実績の多い葬儀社」「大阪府の家族葬の葬儀事例」の欄には、それぞれ複数の葬儀社や葬儀事例が記載

「葬儀社／斎場を地域を指定して検索する」「葬儀社／斎場を大阪府の市町村から選ぶ」の欄においては、それぞれ選択したエリアや地域に所在する葬儀社等を検索することが可能

エ 検索サイトYahoo!において、「セレモニーターリン」とキーワード検索すると、検索結果の表示において、広告であることが明記された他の葬儀社等のリンクが表示された後、広告表示のないものとしては、一番目に原告のウェブサイトへのリンクが何件か表示される。それに引き続き、被告の本件ウェブページについての案内(ドメイン部分等: <https://<以下略>大阪府の葬儀場一覧>大阪市<以下略>>、見出し(リンク)部分: セレモニーターリン(大阪府)の斎場詳細 | 安心葬儀、本件ウェブページの説明文: 「セレモニーターリンの口コミ、写真、施設情報、アクセス・地図など詳しい方法をご紹介します。【安心葬儀】はおお客様のご予算やご要望に合わせて……」「セレモニーターリンの特徴・セレモニーターリンの住所・地図……」)が表示される。

裁判所の判断

争点3(商標法26条1項6号に該当するか)について

(2)以下の事情から、商標法26条1項6号に該当するとし、原告の請求を棄却した。

ア 本件サービスサイトは、その構成において、需要者である葬儀希望者に対し、その条件に見合った葬儀社等の情報提供を行い、また希望者には葬儀の依頼や相談、一括見積を行うことなどを通して、葬儀希望者とのマッチング支援を行うサービスを提供するものであることが容易に看取できる。

イ 本件ウェブページは、そのドメインや本件ウェブページのタイトル部分や末尾の「安心葬儀」等の表示、競合し得る近隣の斎場等の情報も表示されることに加え、本件葬儀場の情報については、ホールの概観、特徴や所在地、アクセス方法、施設情報等の客観的な情報が記載されているにとどまり、これを超えて本件葬儀場の利用を誘引するような記載は見られないこと等の事情からすると、本件ウェブページに接した需要者は、「セレモニーターリン」を、葬儀場を紹介するという本件サービスサイトにおいて紹介される一葬儀社(場)として認識するものであり、原告が本件葬儀場において提供する商品ないし役務に関し、被告がその主体であると認識することはないというべきである(本件サービスサイトの運営者が原告であると認識することもない)。

裁判所の判断

争点3(商標法26条1項6号に該当するか)について

(2)以下の事情から、商標法26条1項6号に該当するとし、原告の請求を棄却した。

ウ 本件ウェブページのhtmlファイル中のタイトルタグ及び記述メタタグに記載された内容は、検索サイトYahoo!において、「セレモニーターリン」をキーワードとして検索した際の検索結果において、基本的の各タグに記載されたとおり表示されると認めることができるが、その内容は、いずれも本件サービスサイトの名称が明記された見出し及び説明文と相まって、原告の運営するウェブサイトとは異なることが容易にわかるものと評価できる上、一般に検索サイトの利用者、とりわけ現に葬儀の依頼を検討するような需要者は、検索結果だけを参照するのではなく、検索結果の見出しに貼られたリンクを辿って目的の情報に到達するのが通常であると考えられるところ、需要者がそのように本件ウェブページに遷移した場合には、前記のとおり、被告が運営する本件サービスサイトの一部として本件ウェブページを理解するのであって、やはり、被告標章を本件ウェブページの各タグ内で使用することによって、原告と被告の提供する商品または役務に関し出所の混同が生じることはないというべきである。

参考判決例

IKEA事件(東京地裁H27.1.29判決)

<https://niben.jp/blog/chitekizaisankenhou/file/IKEA%E4%BA%8B%E4%BB%B6.pdf>

(1)原告:IKEA 被告:IKEA製品の買物代行事業

(2)被告のタグ

ア タイトルタグ:【IKEA STORE】イケア通販

イ メタタグ:【IKEA STORE】イケア通販です。カタログにあるスウェーデン製輸入家具・雑貨イケアの通販サイトです。IKEAではハイデザインと機能性を兼ね備えた商品を幅広くそろえています。

(3)裁判所の判断

ア インターネットの検索エンジンの検索結果において表示されるウェブページの説明は、ウェブサイトの概要を示す広告である。これが表示されるようにhtmlファイルにメタタグないしタイトルタグを記載することは、広告情報を電磁的方法により提供にあたる。

イ 検索エンジンの検索結果において、被告サイトの内容の説明及び概要やホームページタイトルとして表示され、これが被告サイトにおける家具等の小売業務の出所等を表示し、ユーザーの目に触れることにより、顧客が被告サイトにアクセスするよう誘引するのであるから、メタタグないしタイトルタグとしての使用は商標的使用にあたる。

ウ 「イケア通販では便宜のためにその商品名、団体名などを引用する場合がありますが、それらの商標権の侵害を行う意思、目的はありません」との注意書きは、被告サイトの下部に記載されており、タイトルタグ又はメタタグと一体になって記載されているものではないから正当性は肯定できない。

* 記述メタタグに関しては大阪地裁H17.12.8判決(クルマの110番事件)もある。